

## （別紙 1）事業周知の実施時期と対象者決定件数の関係性について

時期	事業周知の実施内容	対象者の決定件数
4月	・ 県と弁護士会でモデル事業の委託契約締結	—
5月	・ 弁護士会内において事業開始を周知（弁護士会）	2人
6月	・ 弁護士会員対象の「よりそい弁護士制度研修会」（第1回）で事業周知（弁護士会）	4人
7月	・ 弁護士会と名古屋保護観察所との意見交換会にて事業説明（県） ・ モデル事業検討委員会にて関係者に事業開始を周知（県） ・ 弁護士会の制度案内文を連絡協議会構成員にメールで周知（県） ・ 弁護士会員及び福祉関係者対象の「障がい被疑者等支援研修」で「寄り添い弁護士制度」を周知（弁護士会）	4人
8月		—
9月		5人
10月		1人
11月	・ 名古屋矯正管区、名古屋保護観察所へ申請増を個別依頼（県） ・ 名古屋矯正管区へ制度活用促進を依頼（弁護士会）	4人
12月	・ 弁護士会員対象の「よりそい弁護士制度研修会」（第2回）で事業周知（弁護士会）	9人
1月		2人
計		31人